

■射水市新湊中央文化会館料金表■

平成 27 年 4 月 1 日施行

施設名		基本使用料（空調・税込）					単位：円
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
大ホール	平日	39,150	79,650	112,050	95,850	168,750	193,050
	土・日・休日	45,030	91,600	128,860	110,240	194,060	222,010
小ホール	平日	9,450	19,580	27,680	23,630	41,850	47,930
	土・日・休日	10,880	22,510	31,840	27,180	48,140	55,130
リハーサル室		3,390	5,080	6,430	5,750	8,790	9,800
楽屋1		1,760	2,560	3,210	2,890	4,330	4,810
楽屋2		1,760	2,560	3,210	2,890	4,330	4,810
楽屋3		1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
楽屋4		1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
楽屋5		1,080	1,660	2,140	1,900	2,980	3,330
練習室1		2,580	3,840	4,850	4,350	6,630	7,390
練習室2		2,580	3,840	4,850	4,350	6,630	7,390
練習室3		3,930	5,910	7,490	6,700	10,270	11,450
展示室		5,390	8,940	11,790	10,360	16,760	18,900
屋外展示室				820			1,630

※大・小ホール使用の際には、別途備品（音響・照明）使用料がかかります。

■備考

1. 練習または準備のため大・小ホール・展示室を使用する場合の使用料の額は、基本使用料の 40%の額とする。

2. 加算使用料

(1) 大ホール・小ホール

●入場料を徴収する場合

入場料一人あたり最高額	加算率 (%)
1,000 円を超え 2,000 円以下	20
2,000 円を超え 3,000 円以下	30
3,000 円を超え 5,000 円以下	50
5,000 円を超える	80

●入場料を徴収しないで、商業宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料の額は、基本使用料金に 50%を加算する。

(2) 展示室・練習室

入場料を徴収する場合、または商業宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料の額は基本料金に 50%を加算する。なお、展示室の半分のみを使用する場合は基本使用料の 50%の額とする。

3. 超過使用料

使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、当該使用時間帯の基本使用料に 25%を加算する。  
(延長を認める使用時間は、使用時間帯の前後につき、それぞれ 30 分以内とする。)